

特定労務管理対象機関の指定申請手続き等について

三重県医療保健部医療人材課

1 特例水準

令和6年度から、勤務する医師の時間外労働時間の上限規制が開始されます。地域の医療提供体制の確保等のために、年間の時間外労働時間が上限規制の960時間を超える必要があると認められる業務がある医療機関は、知事から特定労務管理対象機関（特例水準）の指定を受けることで、1,860時間を上限とすることができます。

特例水準	対象となる医療機関
B	<u>地域の医療提供体制の確保のために</u> 医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携B	<u>他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える</u> 医療機関
C-1	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る <u>研修医・専攻医</u> のいる医療機関
C-2	一定の期間集中的に長時間労働し <u>特定の高度技能の修得</u> を図る医師のいる医療機関

2 指定要件

別添1をご覧ください。

3 申請方法

(1) 申請書類

別添2をご覧ください。

(2) 申請期限

1回目 令和5年(2023年) 9月29日(金) まで

2回目 令和5年(2023年) 12月28日(木) まで

(3) 申請方法

以下のいずれかにより申請をお願いします。

①G-MIS

URL <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login>

※各医療機関のアカウント及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものをご利用ください。

※医師労働時間短縮計画の作成については、システムの仕様上、各医療機関の作成段階（申請前）でも県が確認できます。

※G-MIS から時短計画の作成（ワード等で作成した時短計画のアップロードも可）を行えます。

②メール

送付先：iryokai@pref.mie.lg.jp

③郵 送

送付先：〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県 医療保健部 医療人材課 医師確保班

4 指定結果の通知

特定労務管理対象機関に指定したときは、県から申請者あて通知します。
また、三重県庁のホームページでも公表します。